

10 事後調査の内容

本事業による土地の改変、工事機械の稼働、工事用車両の走行、改変後の土地及び工作物の存在、廃棄物焼却施設の稼働等及び廃棄物運搬車両の走行による周辺環境への影響について、環境への影響の回避・低減にかかる観点及び環境保全に関する基準等との整合性にかかる観点から評価を行った結果、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、また、環境保全に関する基準等との整合性が図られていると判断した。

そのうえで事後調査が必要か否かについて検討を行った。

今回用いた予測手法は種々のマニュアル等で示される予測式等を使用しており、また、環境保全措置はすべて効果が明らかで不確実性の小さいものを採用している。

ただし、現時点では処理方式を含めて設備、機器等が具体化していないため、予測条件に不確実性が含まれる。

そこで、廃棄物焼却施設の環境影響として注目される可能性が高い大気質については、調査項目、調査期間、調査地点及び調査方法等を設定して、環境監視を実施することとする。

事後調査計画を以下に示す。

なお、施設の稼働後における煙突からの排ガス条件は定常運転のため同じであり、気象条件も年による大きな変動はないことから、大気質濃度は年によって大きく変化しないと考えられるため、大気質の調査期間は1年間とした。

◎大気質の事後調査計画

調査項目：二酸化硫黄、二酸化窒素（一酸化窒素、窒素酸化物）、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、ガス状水銀、ダイオキシン類

調査期間：事業開始後の1年間（四季に各1週間）

調査地点：現地調査を実施した周辺4地点（羽島市2地点、安八町2地点）

調査方法：表 10-1参照

表 10-1 大気質事後調査調査方法

調査項目	調査方法
二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号）に定める方法
窒素酸化物 （一酸化窒素、二酸化窒素）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号）に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号）に定める方法
微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環告第33号）に定める方法
塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁）等に定める方法
ガス状水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成31年環境省）に定める方法
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）に定める方法